

きしわだのまちをつくるルールができました

# 岸和田市自治基本条例

## 輝く明日のまちづくりはわたしたちの手で

岸和田市では、「市民自治都市の実現」をめざす新しいまちづくりのシステムとしていろいろな取り組みを進めていきます。

その根本となるのが平成16年(2004年)12月10日に市議会で可決され、成立した「岸和田市自治基本条例」で、平成17年(2005年)8月1日から施行されています。

ところで、自治基本条例って一体何なんだろう、  
どんなことが書かれているんだろう、  
どんなことができるようになるんだろう、  
そんな疑問にお答えします。

### 編集と発行

岸和田市企画調整部企画課  
岸和田市岸城町7-1  
電話 423-9493



## Q & A

# 何ですか？つて 自治基本条例



自治  
基  
本  
条  
例

### Q 岸和田市の憲法ってどういう意味ですか？

A 岸和田市では、市民自治都市の実現に向けて、様々な施策を実現したり、制度をつくったり、条例や規則などを整備したりするに当たって、自治基本条例が最高規範性を持つことを宣言し、岸和田市の憲法として位置付けています。

その内容も、市民や事業者の権利と責務、議会の権能や責務、市長や職員の責務、市民が参画する仕組み、その他市政運営の基本原則などを規定することで、市民とともに新しいまちづくりを進めいくためのシステムを確立しています。

これを頂点として総合的に政策や条例・規則などを体系化していくことになり、まさに憲法といえます。市民も事業者も行政も議会も、積極的な姿勢で誠実にこれを遵守しなければなりません（第32条）。



### Q 市民自治都市って何ですか？

A 市民も事業者も行政も議会も、あくまでも市民が自治の主体であって、市政の主権者であることを認識します。

その上で、市民も事業者も行政も議会も、「自分たちの地域は自分たちの手で築いていくんだ」という意思を明確にし、行動していくことで、常に安心して暮らすことができ、いつまでも住み続けることのできる個性豊かな持続性のある地域社会の実現を目指します。これを、岸和田市では「市民自治都市」といいます。

### Q なぜ、自治基本条例が必要なんでしょう？

A 地方分権時代が到来したといわれています。国と自治体は対等で協力しあう関係になり、自治体が自ら考え、自ら行うという独自性、自律性をもつ地方政府としての地位を持つことになりました。

市の果たすべき責任と役割は確実に大きくなっていますが、地方分権といわれるこういう時代には、岸和田市という自治体とそこに住む住民が、創意工夫を凝らして、自らの考え方と責任において自立的な地域運営が可能になります。

岸和田市でも、市がどんな考え方、どんなまちづくりを行っていくのか、それを明らかにする条例を持つことが重要になってきたということです。

条例というのは、市が独自に定めることができる法、いってみれば市の法律です。

国の法律は全国的に適用されるものなので、画一的になりがちで、必ずしも地域の実情に合致しているとはいません。

そこで、自治基本条例を制定することは、岸和田市の実情に即したまちづくりへの取り組みを明確にすることが狙いです。これがそもそもの地方分権だといえます。

これから岸和田市の運営には、地方自治法など既存の法令にない事項についても、岸和田市が独自に姿勢を明確にしていくことが必要になってきます。だからこそ、今、自治基本条例が必要なのです。



### Q この条例で一体なにが変わるのかな？

A この条例では、市民が市政に参画する方法として、市民からの意見聴取や審議会などの委員の市民公募、住民投票の請求などが具体的な制度として確立されていて、どんな時、どんな方法で参画することができるのかを明らかにしています（6・7ページ参照）。

また、市民と市との情報の共有や説明責任、財政状況の公表、行政評価の実施・公表などを市に義務付けています（4・5ページ参照）。

これらは、旧来のやり方を打ち破るもので、それによって、市民の意見がより一層市政にいかされることになります。岸和田市は市民自治都市の実現に向けて大きな一步を踏み出すことになります。

### Q この条例は見直しをするの？

A 自治基本条例は、最高規範性があるからこそ、社会情勢に適合しているのかどうか、形だけのものにならないか、時代に取り残されたものになっていないか、本市にふさわしいものであり続けているかどうかを、見守っていく必要があります。

そのためには、「自治基本条例」が本来の機能を発揮しているかどうか、「自治基本条例に基づく制度等」についても理念にのっとった形で機能しているかどうかを、5年を超えない期間ごとに点検していくします。

その結果、見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとします。そうすることで、自治基本条例の実効性を常に保障していくことが重要です。

この見直しや必要な措置を講じる場合には、市長は市民の意見を聴取しなければなりません（第33条）。



# 岸和田市自治基本条例のイメージ図



この条例は、自治の基本理念を明らかにし、市民と事業者の権利や責務、市長と議会の権能や責務を明らかにするものです。そして、市政についての基本的な事項を定めて、市民自治都市を実現し、市民福祉の向上を目指します。

## 市民とは…

①岸和田市内に住んでいる人、②市内の事業所などで働いている人、③市内の学校などで学んでいる人をいいます。そして、④市内に事業所などを設けて事業活動をしている人も含みます。

「市政に関する情報を知る権利」や「市政に参画する権利」を持ち、これは最大限尊重されます。

また、自分の発言と行動に責任を持って、まちづくりに取り組んだり、環境の保全に努めたり、市と協働して地域社会の発展に寄与するよう努めることが大切です。

- ◆請願、陳情  
傍聴など

- ◆会議の公開  
◆議会の保有する情報を市民と共有  
◆議会の役割の明確化



## 事業者とは…

どこに事業所があろうと、岸和田市内で事業活動を行う人をいいます。

「市政に関する情報を知る権利」を持ち、これは最大限尊重されます。

また、自然環境や生活環境に配慮したり、社会的な役割を自覚して、市民や市と協働しながら地域との調和を図るよう努めることが大切です。

- ◆審議会などへの参画  
◆意見の提出  
◆住民投票の請求

- ◆説明責任  
◆コミュニティ活動への支援  
◆市政に参画する機会の保障  
◆情報の積極的な提供  
◆個人情報の保護  
◆自発的な活動の支援

## 基本原則

- 市民、事業者及び市は、一人ひとりの人権を尊重すること
- 市民及び市は、互いに市政に関する情報を共有すること
- 市民は、市政への参画の機会が保障されること
- 市民、事業者及び市は、協働してまちづくりを行うこと
- 市民の公益的活動は、自主性を基本とし、尊重されること

## 市議会



## 市

- ◆条例・予算などの議案の提出
- ◆条例の制定・改廃、予算決定・決算認定の議決など
- ◆市政運営を監視、けん制

## 市長

## 他の執行機関



## 参画とは (6・7ページ参照)

岸和田市が政策を立案するとき、実施するとき、そして評価をするまでの間で、責任を持って自分の意思や判断に基づいて関わることをいいます。



## 協働とは

市民、事業者、市が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの特性を尊重しながら協力しあうことをいいます。

# 市議会の責務や会議能



## 議会の権限や能力

議会は、条例の制定や改正、廃止をしたり、予算の決定や決算の認定など、地方自治法に定めるところにより、様々なことについて審議し、議決します。

それ以外にも市政に関する事項で、別に法令や条例で定められた事項についてもいろいろ審議し、議決します。

また、議会は、市民の意思が市政に反映されているのかどうか、適正に市政運営が行われているのかどうかを絶えず監視、チェックしきめ制しなければなりません（第8条）。



議員の責務

議員は、市民の信託に応えるため、議員個人としても、議会活動に関する情報や市政に関する状況等について、市民に説明したり、報告するよう努めます。

また、市政に関する調査権や議案の提出権などを積極的に活用するよう努めます（第10条）。



# 市長や他の執行機関、職員の責務

市長の責務

市長は、市政の代表者として、これから何をどのように実施しようとしているのかを市政の基本方針として毎年明らかにして、公正で誠実にその職務を執行しなければなりません。

また、市民が何を求めているのかを適正に判断して、直面している様々な問題に対処して、まちづくりに取り組んでいかなければなりません。

職員に対しては、「人材育成」「指揮監督」「能力評価」「適正配置」を明確な柱として指導していきます（第11条）。

#### **教育委員会などの責務**

他の執行機関も市長と同様の責務を負って、市長や他の執行機関と協力して市政運営に当たらなければなりません。

他の執行機関というのは、教育委員会や選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会、監査委員などをいいます（第12条）。



### 職員がしなければいけないこと

職員は、市民本位の立場に立って、公正で誠実で、しかも効率的に職務を遂行しないといけません。職員として当然のことですが、常にそれを意識して行います。また、職務を遂行するには、きちんと法律や条例、規則などを守らなければなりません。

さらに、仕事を進めるためには、積極的に仕事に関する必要な知識や技術などを習得したり、新たな能力開発を行ったりして、自分自身を高めるとともに、慣例に流されることなく創意工夫に努めなければなりません（第13条）。

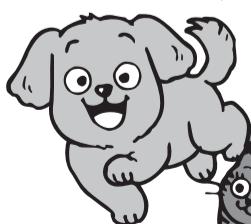


コミュニティ活動

地域の住民自治は市民自治の原点です

安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するためには、市民が自分の意思でまちづくりに取り組むことが必要です。地域の住民同士があ互いに助け合いながら、地域の中で起こってきた課題の解決に向けて自ら行動していくよう努めます。

この活動をコミュニティ活動といって、このような活動に対しては、市長は、その役割や自主性を尊重して、様々な経済的・人的支援を行っていきます（第14条）。



地区市民協議会

まちづくりを行っていく中で、住民自治やコミュニティ活動を実現するための核となる組織として、小学校区単位で地区市民協議会があります。

地区市民協議会は、地域の住民に開かれたものです。市や町会、自治会その他いろいろな組織や地域の住民活動と連携して、協力し合って手づくりのまちづくりを目指します（第15条）。

# 治基本条例

## 積極的に情報共有

市政に関する情報は、積極的に市民に提供して、徹底的な情報の共有に努めます。

ただし、情報共有というのは、市からの一方的な情報提供だけではなく、市民からの情報発信があつてこそ成り立つものです（第21条）。



## 個人情報を保護

市は、積極的に市民に情報を提供しますが、個人の権利利益は保護します。

また、収集した個人情報は、厳重に管理して、原則として本人以外に開示しません（第22条）。



## 説明責任を果たします

市長や他の執行機関は、どのような情報に基づいて、どのような議論を踏まえ、どのように考えて仕事を立案し、実施し、評価していくのかをそれぞれの段階で、経過や内容、効果等についてわかりやすく市民に説明する責任を果たさなければなりません。

これは、市民の権利を保障するための市の責任です（第23条）。



## 総合計画の適切な進行管理

市は、総合計画をつくり、それに基づいて市政を運営していますが、この総合計画は、自治基本条例の理念にのっとるものでなければいけません。

計画の内容を実現するためには、適切に進行管理し、社会の急激な変化などに柔軟に対応できるように、常に検討を加えながら、必要に応じて見直さなければなりません（第24条）。

# 市政運営の原則

## わかりやすい組織に

市は、簡素で機能的な組織、市民にわかりやすい組織を編成します。

また、その組織が最適かを常に見直していきます。

組織の名称を、ただ分かり易いものにするのではなく、市はどのような組織や体制が市民にとって有益で、素早く対応できるのかということを常に念頭に置き、組織の編成を考えてなければなりません。

組織は、効率的で効果的に運営できるよう努めなければなりません（第25条）。



## 法律を使いこなす

市は、法律について調査研究を重ね、積極的・自主的に適正な解釈をします。

そして、法律を使いこなして条例を制定し、地域の特色ある政策を実現していくよう努めなければなりません（第26条）。

## 財政計画に基づいた運営、市の財政状況の公表

市長や他の執行機関は、総合計画に基づいた政策目標を達成するために、財政計画に基づいて、将来のことも見据えながら、健全に運営していくかなければなりません。

市の財政状況を明らかにするため、市と、市が資本金などで2分の1以上出資しているか損失補償している法人などの財政状況については、一体的に捉えて、市民にわかりやすく公表しなければなりません。

さらに、市政運営の透明性を確保するために、市が資本金などの10分の1以上2分の1未満の割合で出資しているか損失補償している法人などについては、その財政状況を市民にわかりやすく公表するよう努めなければなりません。

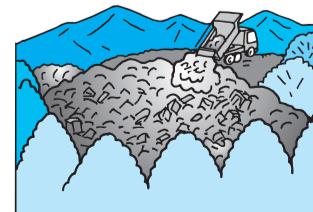
市が保有する財産についても、適正管理を行うとともに、効果的に活用していくかなければなりません（第27条）。



# 国や大阪府、他の市町村、関係する機関との関係

## 国や大阪府との役割分担

国や大阪府とは上下関係ではなく、対等の関係にあります。適切に役割分担を行うことで、自立した地方自治を確立していきます（第30条）。



## 他の市町村、機関との連携

近隣の他の市町村、大学やNPOなどの関係機関とも情報を共有し、医療や福祉、教育、環境などの様々な分野で共通に抱えている課題、また、広域にまたがる課題については、お互いに自主性を持ちながら総合的な視点に立って連携し、解決に向けて取り組むよう努めます。

そのためには、他の市町村に限らず、国境を越えて、外国や国際的な団体などとも共同して連合するような組織を設けることができます（第31条）。

## 市民参画 の手法

自治基本条例では、参画の手法として、下記の意見聴取（18条）、審議会等の委員公募（19条）、住民投票（20条）などの制度が新たに設けられました。それを実現させるため、それぞれ新たに条例を制定して、制度として確立しています。これらの条例も自治基本条例と同様8月1日に施行されます。

市民が参画できるものは、それ以外に、これまでどおり行うアンケートや説明会などがあります。

市政に参画したくても、いろいろな理由で参画できない人たちには、それによって決して不利益を受けることのないように、きめ細かくカバーするなどの配慮をしなければなりません（第17条）。



## 意見聴取

### 意見を提出できるのは

- ①市内在住・在勤・在学者
- ②市内に事業所を有する事業者
- ③本市に納税義務を有する者
- ④策定しようとする施策等に利害関係がある者



### 意見聴取の対象

次の①～⑤の制定や変更、廃止をしようとするときに意見聴取を行います。

- ①総合計画など市の基本的な計画、個別行政分野の基本的な計画
- ②自治基本条例や情報公開条例など基本的な制度を定める条例
- ③市民等に義務を課したり権利を制限したりすることがらを定める条例
- ④市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与えることがらを定める条例
- ⑤市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える施策

※ ただし、次のようなものは対象外となります。

- ①迅速又は緊急を要するもの
- ②軽微なもの
- ③地方自治法の規定による直接請求により議会に付議するもの
- ④市の権限に属さないもの
- ⑤金銭徴収に関するもの

### 意見聴取手続の流れ

意見聴取には「意見公募手続」と「公聴会手続」の2つがあり、その流れは次の通りです。

#### 意見公募手続

#### 公聴会手続

##### 施策等の素案など資料を公開

市役所、市民センターなどの公共施設への配置  
市ホームページへの掲載

30日以上の期間

##### 意見提出の締切

##### 意見の要旨 提出の締切

2週間

##### 公聴会

提出された意見を踏まえ、施策等の案を修正  
提出された意見に対する考え方の公表

## 審議会等

審議会等とは、市長や教育委員会の諮問に応じて、市政に関し専門的で中立的な観点から審議や調査などを行う機関のことです。

この審議会等の委員の一部を市民から公募し、また、その会議と会議録を原則として公開します。

### 委員の公募

市長等は、審議会等の委員を選任するに当たっては、原則としてその一部を市民から公募します。

知識や経験を生かして、委員として市政にかかわってみようと思われる方は、募集の要領に従って応募してください。

### 選考と委嘱

一定の基準に従って、応募者の中から委員を選考します。

委員として選任された方には委嘱状をお渡しします（任期中は非常勤特別職の市の職員という身分になります）。

### 会議の開催と事前公表

審議会等の会議は、法律や条例で定められたことについて、会議を開催する必要が生じたときに招集されます。

審議会等によって会議が開催される回数や時間はまちまちですが、公開される会議の開催日時、開催場所等についてはあらかじめ公表します。

### 審議会の議論と会議の傍聴

審議会等の委員として選任された方は、それぞれの審議会等で諮問を受けた事案について議論していただき、審議会等の総意として答申などを行います。

市長等はこの審議会等の答申を踏まえ、市政の意思決定を行っていきます。



また、市民や事業者は公開された審議会等を傍聴することができます（会場等の都合で傍聴できる人数を制限することがあります）。

### 会議録の作成と公表

審議会等の会議については、会議終了後、会議録を作成します。公開で開催された会議の記録は、市のホームページ等でも公表します。

## 協働と 参画

### 協働

市民と事業者と市は、お互いの理解と信頼関係のもとにまちづくりを進めるため、協働するよう努めます。

市は、市民や事業者の自発的な活動を支援するよう努めますが、この場合、市民の自主性を損なわないよう注意します（第16条）。

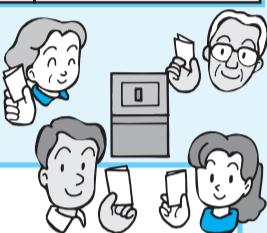
## 住民投票

住民投票は、岸和田市の将来を左右する重要課題について、直接住民の意思を問うための制度です。

### 住民投票の主な流れ

#### 請求代表者証明書の交付申請

住民投票を請求しようとする人は、請求の要旨を記した書面を添えて、まず、住民投票請求代表者証明書の交付申請を行います。



#### 署名活動

代表者証明書が交付されれば、代表者が中心となって、1ヵ月間署名活動を行います（定住外国人を含む住民のうち18歳以上の者の4分の1以上の署名が必要です）。



#### 住民投票の請求

署名が集まれば、選挙管理委員会が署名簿を審査します。正当であれば、代表者はこれを添えて市長に正式に住民投票の請求を行います。



#### 住民投票の実施

住民投票が実施されます。投票所では投票用紙に記された複数の事案から1つを選択して○を記入します。選挙と同じように代理投票や点字投票ができるほか、告示の日から投票日の前日までは期日前投票、不在者投票も可能です。



#### 住民投票結果の告示と通知

住民投票の結果が確定するとその結果を住民に公表し、市長と市議会は住民投票の結果を尊重しながら課題の解決を図ります。

#### ●住民投票を行うことができるもの

「岸和田市が直面する将来にかかる重要課題」です。これは、市と住民全体に利害関係を有するもので、住民に直接その賛否を問う必要があると認められるものです。

#### ●住民投票を請求できる人、投票できる人

18歳以上の日本国籍者で岸和田市に3ヵ月以上住所を有する人と18歳以上の定住外国人で岸和田市に3ヵ月以上住所を有する人です。定住外国人とは、特別永住者と永住者、それらの人々に加えて日本での在留資格があり、3年を超えて日本に住所を有する人をいいます。

## 外部監査

### 外部監査契約に基づく監査とは

自治基本条例第29条に基づいて、外部監査制度が設けられました。監査委員の監査に代えて、岸和田市の組織に属さない外部の専門的な知識を有する第三者（弁護士、公認会計士など）が、市長との外部監査契約に基づいて公平な立場で判断し、監査を実施するものです。

### 個別外部監査を請求できるのは

#### A. 住民が請求できる場合

##### ①事務監査請求による監査

選挙権のある住民の50分の1以上の署名を集め、岸和田市の行う事務全般の執行についての監査を請求することができます。



##### ②住民監査請求による監査

市長や職員などが行った財務に関する仕事についての違法・不当な行為などによって、市に損害が生じたと認めるときには監査を請求することができます。

※ ①については「市議会」が、②については市の「監査委員」が、外部監査人による監査がふさわしいかどうかを判断します。認められない場合は、市の監査委員による監査が行われます。

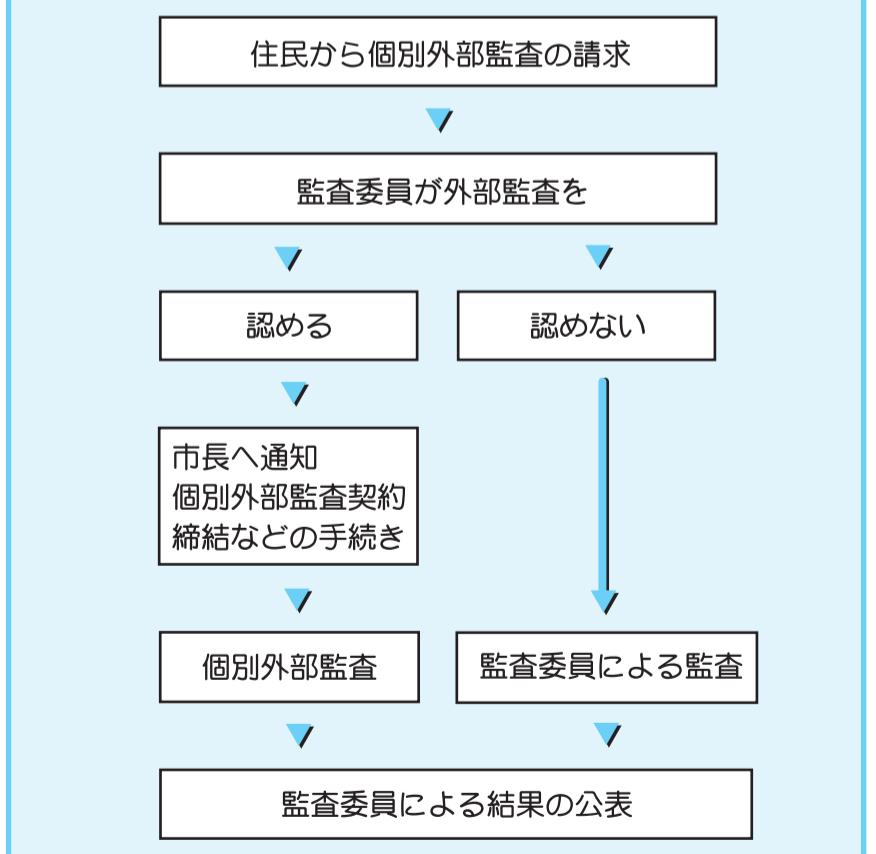
#### B. 市議会、市長が請求、要求できる場合

##### ③議会の請求による監査

##### ④市長の要求による監査

##### ⑤市長の要求による財政援助団体等に対する監査

### A②の流れの例（抜粋）



●市の監査委員の監査に加えて、外部監査を取り入れることで、これまでよりもさらに充実した監査をすることができ、市政の公平性、透明性の向上を目指します。

